

1 審査会の結論

(1) ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業について

苫前町が、北海道の要望する個人情報を提供することは、当該事業を実施するにあたり、必要なものであると認める。

(2) 苫前町あんしん生活支援ネットワーク設置規則における避難行動要支援者名簿作成事務について

苫前町が、要援護者の台帳を外部へ提供することについては、関係機関との情報共有に、必要なものであると認める。

2 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業について

北海道が実施する、要介護認定を受けている高齢者や障害者等を抱える世帯等の経済的負担の緩和を図るため、対象となる者の情報提供を行うもの。

提供する個人情報については、町が認定した要介護度3以上、障害支援区分4以上で、氏名、生年月日、住所であって、4月1日以降、情報提供時に死亡した者を除く。

(2) 苫前町あんしん生活支援ネットワーク設置規則における避難行動要支援者名簿作成事務について

苫前町が実施する、見守り台帳に登録された要援護者のうち、災害対策基本法に定める避難行動要支援者に該当する者について、「避難行動要支援者名簿」を整備し、関係機関との連携促進及び効果的な避難支援等のため、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等で情報共有するもの。

提供する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の連絡先、避難支援を必要とする事由、等。

3 審査会の判断理由

答審査会は次のように判断する。

(1) 条例第9条第1項第4項にいう「適正な行政執行のため又は公益上必要がある。」ことについて

条例第9条第1項第4号は、個人情報を収集したときの利用目的の範囲を超えてそれを利用し、または外部へ提供できる場合として、「審査会の意見を聴いたうえで、適正な行政執行のため又は公益上必要があると認めるとき」と定めている。本件の個人情報を外部へ提供することは、この利用目的の範囲を超えて実施機関以外の者に提供する場合にあたると思われる。このような情報の提供を可能とするためには、「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことが要請される。

本件については、実施機関が事業を円滑に行い、個人情報を有効に活用することについては、公益上必要があることと認められるものである。

(2) 結論

以上のことから、本件の個人情報の提供に関しては、総合的な観点から、条例第9条第1項第4号にいう「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことを満たすと判断する。

- 4 実施機関に対する審査会の要望
特にない